

ドイツにおける母子支援施設の現状と課題

—ミュンヘン市の“Haus für Mutter und Kind”の調査から—

高田短期大学 武藤 敦士 (7809)

〔キーワード〕 ドイツ, Haus für Mutter und Kind, 母子生活支援施設

1. 研究目的

筆者が研究対象としている母子生活支援施設は日本特有の施設であり、先行研究や業界団体の視察先などをみても類似の目的、役割・機能をもった施設は非常に少ない。そのなかでドイツの母子支援施設は、「きくところによると諸外国には母子寮というものは殆んどなく、わずかに西ドイツに仕事がない母子を収容して、母親が就職すると退寮する母子寮があるだけだそうである」（川村あい子，1962：52）というように、古くよりその存在が知られていた。しかし、その後の研究は魚住明代（2014，2016）など散見される程度であり、その詳細が十分に明らかにされることはなかった。そのなかで、魚住明代（2014）におけるミュンヘン市の“Haus für Mutter und Kind（母と子の家）”は公式サイトで確認する限り、日本の母子生活支援施設とかなり共通した特徴をもっていると考えられることから、2019年8月14日に訪問し、施設の現状と課題について聞き取りをおこなった。

2. 研究の視点および方法

本研究ではドイツの母子支援施設がどのような対象に対し、どのような支援をおこなっているのかを明らかにするために、ミュンヘン市にある“Haus für Mutter und Kind”を訪問し、所長（Geschäftsführerin）にインタビュー調査をおこなった。調査はこちらで準備した質問事項を事前に送付したうえで、その質問を軸にインタビューを実施し情報の収集をおこなった。聞き取った情報は文字起こしをしたうえで内容を整理し、さらに、ホームページに記載の情報や施設が発行する年次報告のデータを参照し分析をおこない、施設の現状と課題を明らかにした。

3. 倫理的配慮

本調査・研究は、一般社団法人日本社会福祉学会の「研究倫理規程」，「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を遵守した。調査にあたっては調査の趣旨・方法を事前に伝え、訪問し、聞き取り調査をおこなうとともに、聞き取った内容の研究における使用について調査の最後に改めて口頭で許可を得た。

4. 研究結果

本調査の結果、ドイツでは日本の母子生活支援施設と異なり、母子の状況によって支援施設が専門分化していることが明らかとなった。日本の母子生活支援施設で増加し、今や入所世帯の半数以上を占める配偶者などからの家庭内暴力（Domestic Violence，以下 DV）

による避難世帯は，“Haus für Mutter und Kind”ではなく，DV 支援を専門とする“Frauen Haus（女性の家）”が支援していることがわかった．また，近年日本の母子生活支援施設で増加している障害を抱えた母親についても，それを専門とした施設が担当しており，“Haus für Mutter und Kind”の対象ではなかった．

“Haus für Mutter und Kind”が支援しているのは，貧困問題等で地域での生活が困難となった母子世帯であり，近年そのほとんどが移民世帯である．2018 年は 42 カ国 98 名の母親と 129 名の子どもが施設を利用していた．施設の利用ニーズは創設以降，常に高い状況が続いており，ここ 5～6 年はほぼ空きがない状態であった．

“Haus für Mutter und Kind”では 1980 年代から支援に社会教育の視点を取り入れられていた．近年の移民の増加に伴い，最近はドイツでの生活に必要なドイツ語能力の習得を目的とした教育機会を設けていた．その一番の目的は母親たちが経済的に自立し，退所することであるが，実際には社会保障を活用しながら生活する世帯が多いことから，行政からの各種手続き等に関する手紙の内容を理解できるように支援するなど，退所後を見据えた支援を行っていた．

課題として指摘されたのは保育問題と住宅問題である．特に，ミュンヘン市では好況を背景とした労働者の流入によって比較的安価なアパートに空きがなく，公営住宅の待機者も 1 万人を超えているということで，退所先の住宅の確保が大きな問題となっていた．

5. 考 察

“Haus für Mutter und Kind”では，多くの世帯が職に就くまでに相当の時間を要していた．入所時に公的な支援を受けられない移民も多いため，施設利用中に必要な手続きを終え，社会保障を活用しながら地域で生活していけるようにすることが支援の目的に据えられていた．これは，日本の母子支援政策が目指す社会保障からの脱却ではなく，制度を利用しながら継続的な地域生活を営むことの重要性・必要性を示すものである．課題として指摘された住宅問題に対しては，ミュンヘン市による公営住宅の整備を強く求めていた．このことから，住宅問題の解決・改善には公的責任の追及が不可欠であることがわかる．今後はこれらの点について継続して調査するとともに，DV 支援を専門とする“Frauen Haus”の調査などを実施し，ドイツにおける母子支援施設の体系を明らかにしていきたい．

文献：

魚住明代（2014）「ドイツにおけるひとり親家庭への支援と課題：ミュンヘン市の調査事例をもとに」『城西国際大学大学院紀要』（17），15-24．

魚住明代（2016）「ドイツにおけるひとり親家族への支援と課題：ライプチヒ，デッサウの調査をもとに」『城西国際大学紀要』24（2），17-27．

川村あい子（1962）「母子寮と地域社会」『月刊福祉』45（2・3），49-52．